

知らないと危険！自転車違反

自転車は通勤、通学などの交通手段としてとても身近にあるにもかかわらず、あまり交通规则意識する人は少ないのではないのでしょうか。現在は自転車も取締りが強化され、新たな罰則も取り入れられました。今回は違反となる自転車運転についてご紹介します。

1. 自転車指導警告カード ※取締対象年齢：14歳以上

- ・レッドカード/イエローカードと地域で異なりますが同じものです。
- ・警察官などに危険運転が発見された場合に渡されます。
- ・特に罰金や罰則はないが、いきなり赤切符となる可能性も高いため注意が必要です。



2. 赤切符

- ・2022年10月自転車の交通違反に対する取締りを強化する目的で作られたものです。
- ・これまで警告で済ませていた違反行為も赤切符を交付されることになりました。
- ・赤切符が切られるのは前項目の自転車指導警告カードと同じ違反行為（信号無視、通行区分違反等）で警察官に悪質と判断された場合に交付されます。

赤切符が交付されることで刑事処分となると、前科がつく可能性があります。ただし、検察官が処罰する必要なしと判断したならば起訴猶予となり、前科はつきません。

3. 危険行為（自転車指導警告カード又は赤切符が交付される行為）※15項目のうち、特に取締りが強化された4項目のご紹介です。

- ①信号無視：信号や警察官の手信号に従わない
- ②歩行者用道路での車両の義務違反：歩道を通行するときは特に歩行者に注意して通行
- ③通行区分違反：左側通行など道路の決められた所を通行していない
- ④指定場所一時不停止等：一時停止違反・標識や標示に従い一旦停止

4. 下記の5点を守り自転車を運転しましょう（自転車安全利用五則）。

- ①自転車は車道が原則（左側通行）
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメット着用（努力義務）



※運転者が13歳未満のこども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合等、歩道を通行可能な例外もあります。詳しくは「自転車の正しい乗り方」（警視庁）をご確認ください。

5. 自転車保険に加入しましょう。

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償が生じるおそれがあります。自治体によっては義務化された地域もあります。

万が一に備えて自転車保険に加入することも考えてみてはいかがでしょうか。

（稲城市消費生活センター運営協議会）

